改正後	改正前
注　指定保育所等訪問支援事業所において、指定通所基準第73条の規定により指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき２回を限度として、その内容の指定保育所等訪問支援を行うのに要する標準的な時間に応じて所定単位数を加算する。	
２　（略）	２　（略）
３　福祉・介護職員処遇改善加算	３　福祉・介護職員処遇改善加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。４において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。４において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
イ～ホ　（略）	イ～ホ　（略）
４　（略）	４　（略）

○厚生労働省告示第百号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第二項第一号（同法第二十四条の二十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	**別表**
入所給付費単位数表	入所給付費単位数表
第１　福祉型障害児入所施設	第１　福祉型障害児入所施設
１　福祉型障害児入所施設給付費（１日につき）	１　福祉型障害児入所施設給付費（１日につき）
イ　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	イ　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合
(1)　入所定員が５人以上９人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　891単位	(1)　入所定員が５人以上９人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　740単位
(2)　入所定員が10人の場合	(2)　入所定員が10人の場合
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　779単位	(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　628単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,606単位	(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,451単位
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　891単位	(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　740単位
(3)　入所定員が11人以上20人以下の場合	(3)　入所定員が11人以上20人以下の場合
(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　619単位	(一)　当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき　543単位
(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　1,032単位	(二)　当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき　954単位
(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　817単位	(三)　当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき　740単位
(4)　入所定員が21人以上30人以下の場合　779単位	(4)　入所定員が21人以上30人以下の場合　727単位
(5)　入所定員が31人以上40人以下の場合　651単位	(5)　入所定員が31人以上40人以下の場合　611単位
(6)　入所定員が41人以上50人以下の場合　581単位	(6)　入所定員が41人以上50人以下の場合　550単位